

## ACSV MONTHLY LETTER

平成21年12月22日、民主党政権による「平成22年度税制改正大綱」が発表されました。国税と地方税を合わせて約1兆円の増税となりますが、子供手当などで家計の負担を減らす政策となっています。

この改正のうち中小企業・個人に関連する主な改正は以下の通りです。

● 年少扶養控除の廃止・特定扶養控除の上乗せ部分を縮小（個人所得税）

子供手当の創設、高校無償化にともない、0歳から15歳までの年少扶養控除を廃止し、16歳から22歳までの特定扶養控除は16歳～18歳に限って上乗せ部分のみ縮小されました。

控除の種類		所得税の控除額		住民税の控除額	
		～H22	H23	～H22	H23
年少扶養控除	0～15歳	38万円	廃止	33万円	廃止
特定扶養控除	16～18歳	63万円	38万円	45万円	33万円
	19～22歳	63万円	63万円	45万円	45万円
成年扶養控除	23～69歳	38万円	38万円	33万円	33万円
老人扶養控除	70歳以上(同居)	58万円	58万円	45万円	45万円
	" (同居以外)	48万円	48万円	38万円	38万円

● 年100万円までの上場株式等の投資が非課税に（個人所得税）

平成24～26年の「非課税口座」内の取引で、年100万円までの上場株式等への投資は、その配当、譲渡益が10年間にわたり非課税となります。「非課税口座」は1人につき1年1口座となっています。

なお、年間100万円までの配当・年間500万円までの譲渡益は、ともに平成23年までは税率が10%となっておりますが、平成24年～は一律20%となることとすでに決まっております。

● オーナー会社の役員報酬の損金不算入制度を廃止（法人税）

オーナー会社の代表者の役員報酬について、株主や役員構成・報酬額などにより、給与所得控除部分が損金とはならない場合がありましたが、平成22年4月1日以後に終了する事業年度より、この制度は廃止されます。

ただし、来年度の税制改正でこれに替わる抜本的な措置を講ずる、と明記されております。

● 30万円未満の少額固定資産の即時償却が2年延長へ（法人税・個人所得税）

資本金1億円以下の中小企業や個人事業主が、30万円未満の減価償却資産を取得した場合、全額を経費にできる（即時償却）特例の期限が2年延長されました。

これにより平成24年3月31日に取得した分まで適用できるようになります。ただし年間300万円が限度とされておりますので注意が必要です。

● 住宅購入時の贈与税非課税枠が1,500万円に（贈与税）

住宅購入や増改築の資金を生前贈与された場合に、従来は500万円までは非課税とされていましたが、平成22年は1,500万円、平成23年は1,000万円に引き上げられます。ただし、年間の合計所得金額が2,000万円以下で、20歳以上の人に限られます。

なお、この非課税枠は、贈与税の年間基礎控除110万円もあわせて受けられます。

	平成21年	平成22年	平成23年
非課税枠	500万円	1,500万円	1,000万円
基礎控除	110万円	110万円	110万円
合計	610万円	1,610万円	1,110万円

● その他

- 中小企業の軽減税率引き下げは見送り（法人税）  
年800万円までの課税所得についての法人税率は18%のまま。マニフェストでは11%であり今後議論か？
- たばこ税の引き上げ  
平成22年10月より1本当たり3.5円引き上げ。小売価格では100円程度の値上げの見通し。
- ガソリン代はそのまま  
ガソリン税の暫定税率は廃止になるが、その分租税特別措置の制度が導入され、ガソリン課税は従来と変わらず。原油価格が高騰した場合は、上乘せ分を停止する。
- 地球温暖化対策税（環境税）の導入検討  
平成23年度実施に向けて検討。

税務カレンダー

	内容	備考
1月	源泉所得税納付（納期特例・下期分） 法定調書合計表、給与支払報告書の提出 固定資産税の償却資産の申告	1月20日 1月31日 "
2月	所得税の確定申告 贈与税の申告	2月16日～3月15日 "

（注）法人税の確定申告期限は、決算日より2ヶ月以内です。

源泉所得税の納付期限は、翌月10日です（納期特例を除く）。

住民税納付の日程については、上記と異なる地域があります。